学校名	いじめ未然防止策	成果	課題
龍ケ崎小学校	いじめの未然防止のために、いじめを「しない・させない・ゆるさない」という「龍小スマイル宣言」をクラスに掲示し、唱和を毎日行うことで、児童のいじめに対する認知を高めている。また、学校独自の「表彰簿」によって、児童の自己有用感を高め、学級活動や特別の教科道徳の授業などを通して、どのような言動や行動がいじめにつながるのか継続的に指導している。職員間では、小さな事でも報告連絡相談確認をしながら、できる限りその日のうちに解決するよう組織としての対応に努めている。また、日頃の見取り、相談活動やQ-U調査の分析、学校生活アンケートから人間関係等を多面的に分析し、ケース会議を通して、全職員で支援に当たっている。	により、児童の自己有用感を高めることができた。いじめ事案が9件あったが、担任、生徒指導主事、管理職が中心となって、迅速かつ適切に児童・保護者への対応ができた。事後の指導	些細な言葉から交友関係のトラブルに発展することが多かった。職員全体で児童を見守りながら、アンケート等を有効活用し、小さな変化に気付くことに努めていくとともに、児童のいじめ認知をさらに高めていく必要がある。
大宮小学校	・担任と生徒指導主事による情報交換や相談の場を設け、得た情報を管理職に報告する。 ・終会や会議では全職員による共通理解の場を設ける。 ・若手教員を対象に、学級経営の諸問題を助言、指導する。 ・生徒指導の目標と関連させた道徳科の学習内容を提案し、実践する。 ・コロナ差別や偏見に関する内容の指導をする。(道徳科、学活) ・保護者への啓発(SNSやオンラインゲームについて)学年だよりに掲載する。 ・「家庭で話し合おう!『スマホ・タブレット・オンラインゲーム機の使い方』」を実施する。 ・「メディアとの付き合い方」に関する授業を実施する。(高学年) ・職員への啓発(SNSやオンラインゲームについて)職員会議要項に掲載する。	・若手教員とは、常にコミュニケーションをとることができた。生徒指導主事を中心に、若手教員やその学級の児童の様子を職員全体で気にかけ、全職員で指導や助言をしていくという雰囲気ができた。問題行動等の諸問題の早期発見にもつながった。・道徳では、全学年でコロナ関連の授業を行った。学語では、全学年でメディア関連の授業を行った。養護と連携し、指導をすることができた。児童が家庭で実施状況をワークシートに記録し、保護者へも協力をお願いした。全児童が家庭で実行するとができた。・保護者への啓発については、学年だよりやその他のお便り、懇談会資料等に内容を掲載し、懇談会では、保護	10%が学校生活で嫌な思いをきるさいと答えないを持ちをある。 見ってなら、たちをの人間を表現の気持ちたちの。 見いた。 その内ではずるでは、 はずるでは、 はずるでは、 ないをはずるでは、 はずるでは、 ないをでは、 ないをできるが、 はずるでは、 ないが、 ないが、 ないが、 ないが、 ないが、 ないが、 ないが、 ないが
八原小学校	・道徳の授業を中心にして、「思いやりのある児童」の育成を図る。相手を尊重し、相手の立場を考えることができるよう指導する。また、考え、議論し、自分ごととしてとらえられるように道徳の授業を実践する。・帰りの会等で友だちの良い所を発表する、「今日のキラキラ」活動を実施する。・月に1回学校生活アンケートを取り、児童と面談を行うことで、いじめ等の早期発見・早期解決に努める。・スマートフォンやSNSの使い方について注意喚起するための授業を計画的に実施する。・新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見の防止のために、学級活動等を通して指導を行う。・情報の共有を図るため、生徒指導部会の定期的な開催。	が増加した。(12月の学校評価アンケート「道徳の時間には自分のことについてよく考えることができましたかという問いに対する肯定的回答88.5%(7月比+4.4P))・各クラスにおいて、「今日のキラキラ」活動を実施した結果、友だちの良い所やがんばりを多く見つけることができ児童が増えた。(12月の学校評価アンケート「学級の皆と仲良くし友だちの良い所を見つけることができた」という問いに対する肯定的回答98.1%(7	・スマートフォンやSNSの使い方について、授業の回数や内容を考えているとや、事案が発生してからではない。事前に予防的な授業を展開する。 要がある。 ・新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見の防止のために、職員で原意の意識をより高められるよう、研修を授業を多く実施していく。

	・ <u>あったか言葉とチクチク言葉の授業実践</u> をし、人権意識を高める。 ・委員会活動による「チクチク言葉追放キャンペーン」「進んであいさつをし	・あったか言葉やチクチク言葉を理解し、意識をする児童が増えてきた	・「追放キャンペーン」は、複数回で きるともっと定着が図られると考え
馴柴小学校	ようキャンペーン」を実施し、他者を意識した言葉遣いを考えさせ、実践する力を育てる。 ・週目標の取り組みによって、人権意識を高める。 ・模範となる教職員の言語環境を高める。 ・第5学年「非行防止教室」においてスマートフォンの使い方を中心に情報モラル講習会を行う。	<ul><li>・6月に「チクチク言葉追放キャンペーン」を 行い多くの児童が他者を意識した言動をすることができた。</li><li>・あいさつ運動は、毎月実施することができ、</li></ul>	る。 ・情報モラル講習会は、中学年から実施できるとさらに身に付くと考える。 ・教員もさらに意識した言語環境を整えたい。
川原代小学校	・「冷やかし、からかい、悪口、文句など」については、「よい子の木」の掲示や帰りの会で「ベストフレンド」を発表することで、互いを認め合い、助け合う学級集団の育成に努める。 ・児童によるあいさつ運動や係活動、児童会活動を活性化し、母校を愛し、地域の一員として自分の力を生かそうとする児童の育成に努める。・高学年を対象にケータイ・ネット教室を開き、情報モラルについて考える機会を設ける。 ・毎月「生活アンケート→教育相談→生徒指導協議会」を行い、組織として対応する体制作りをする。 ・必要に応じて、ケース会議を開くなど柔軟に対応する体制を作る。	頑張った児童の活躍を認めることで,クラスや 友達のために行動することの良さを実感させる ことができた。 ・児童主体に特別活動を活性化させ,活動ごと に振り返りを行うことで,達成感や成就感を味 わわせ,学級や地域の一員としての所属感をも	・学校掲示の「よい子の木」をさらに 活性化させるため、担任からの声かけ や用紙の置き場所を工夫していきた い。
<b>並ん吹玉 1. 冷な</b>	・人権意識の啓発といじめの防止を目的とした <u>「リーフリボン集会」,「リーフリボンフォーラム」の開催。(愛宕中学校との連携)</u> ・全児童でいじめの撲滅を目指す <u>「あったか学校宣言文」の唱和</u> と良好な友達関係を築くための <u>「プラストーク」</u> の見直し。 ・学校生活アンケートと担任の聞き取りによるSNSをめぐるトラブルの把握及びICTサポーターを活用した情報モラル教育の実施。 ・学校生活アンケートに基づくいじめ防止委員会の開催	と結びつけ、いじめ撲滅を集会で確認した。また、中学校の「リーフリボンフォーラム」に 5、6年生がリモート参加し、小学校の実践を	, - · · · · — · · · · — · · · · · · · · ·
松葉小学校		ができた。 ・児童が主体的にいじめをなくそうとする意識を高めるために、各学級でいじめに関する道徳の授業を実施した。2月には、いじめ防止スローガンについて話し合う予定である。 ・ソーシャルスキルトレーニングを念頭に置い	・主に下学年の一部に友人関係のトラブルが見られた。相手の気持ちを考えずに自分勝手な言動をしてしまうことが原因であると考えられる。 ・1月下旬からシャボテンの先行実施を始めたが、有効な活用方法についてさらに話し合っていく必要がある。

長山小学校	・企画委員会による「いじめ撲滅スローガン」を5月に作成し、全校へ紹介、掲示。 ・養護教諭やSC、SSW、相談員を含めた教育支援体制の充実。 ・クラス会議、構成的グループエンカウンターによる人間関係づくり。 ・学校生活アンケートによる実態把握、必要な児童への個別面談。 ・いじめに関する動画コンテンツを活用しての啓発。 ・上学年では、ゲームやケータイを使うときの家庭でのルールづくり。 ・道徳の授業の充実。 ・毎月の生徒指導ミニ通信で教員研修。	・いじめ撲滅フォーラムを開き、全校で考える機会を設けた。意識が高まり、その結果いじめの認知件数が増えたが、解消したものが多い。・上学年で各家庭もう一度ルールづくりを呼びかけ、保護者の意識を高めた。・ICTサポーター協力のもと、動画を用いて全学年で情報モラルについて学ぶ機会を設けた。・コロナ禍でもできるオンラインたてわり班活動を展開し、よりよい人間関係づくりに努めた。	・児童の言葉遣いについては、適宜指導をしていく必要がある。 ・引き続きいじめの早期発見、未然防止に向けた教職員の力量を高めていく。 ・自己有用感・自己肯定感を高め、よりよい人間関係づくりをしていく。
馴馬台小学校	生きる力」に限定せず、学年や児童の実態に応じて幅広く選定する。 ・ <u>教室内に「よいところ見つけたよ」のコーナーを設け、友達のよいところをお互いに書き留め</u> 、掲示する。 ・ <u>各学級で「いじめ防止スローガン」</u> を考え、放送による全校集会で発表する。また、多くの児童の目に触れる昇降口等に掲示し、いじめ防止に対する意	は、言葉だけではなく、絵を描いたり色をぬ児をりているのあるカードを作成してことのあるカードを書くいというというという。とことが多くの気持をで、ないこととの気持をであることがでから、「いじめや人権につかではあることで、対する意識を高さとで、対するでは絶対にしてはいけないであた、昇降口げめは絶対にしてはいけるとして、「いじめは絶対にしてはいけるとしという風土が高まった。	・「よいところ見つけたよ」のコーナー設置や「いじめ防止スロと感じないからしている。今後内容を見直し、次年度以のより良め活動に繋げこと」と分け、いても、衝動になっている。今後どのよりではなる事業があった。今後どでですがある。今後どがあり入れた授業を行っていきたい。
久保台小学校	・アサーショントレーニングにより、自己主張の3つのタイプである「攻撃タイプ」、「がまんタイプ」、「さわやかタイプ」について学ぶことで、さわやかな自己主張ができる児童を育成する。 ・帰りの会での「今日のMVP・褒め言葉のシャワー・幸せのビー玉」を継続することにより、友達の善い行いに気付ける児童を育成する。・「学校生活アンケート」、「茨城県いじめチェックリスト」を定期的に実施する。・いじめ防止委員会を校内年間予定に位置付けて実施する。	・帰りの会で、友達の善い行いを称賛すること で、相互に認め合うことのできる児童が増え た。	・SNSやクロームブックを利用する際の情報モラル教育についての指導を継続していく。 ・配慮を要する児童について、Excelを活用して経年の記録を残し、切れ目のない支援を図る。 ・各学年・ブロック間のいじめ未然防止の取り組みを校内で共有するとともに、他校の実践について紹介する時間をもつ。

毎週、職員集会では、生徒指導に関する情報を共有する時間を設けている。 また、「日々の出来事」というファイルを作成し、生徒指導上気になる事が発 生した場合には、時系列で発生から収束までの指導の経緯や情報を共有できる ようにしている。児童の学校生活における問題を早期に発見するために、年2 <u>回「せんせいあのね」というアンケートを実施し、その後全児童に対して教育</u> |育相談を通じて丁寧に向き合うことで、児童理 相談を行い、児童の悩みを理解できるようにしている。いじめが発見された場「解に努めた。その結果、普段の生活において 合には、いじめ問題対策委員会を開き、管理職、担当学年、生徒指導主事で今日 後の方針について話し合っている。

# 城ノ内小学校

<u>自分の気持ちをうまく相手に伝える力を伸ばす手立てとして、「あ</u>ったか言 葉」活動の推進を図る。学級活動や道徳の時間と関連付けたり,中央委員会の 活動として情報発信したりすることを行っていく。また,<u>こども六法の本を利</u>の意識を向上させることができた。情報モラル |用して、いじめへの理解を深める学習も学年に応じて実施する。

情報モラル教育として、クロームブックを利用して授業をする際に、個人がた。 特定され得る写真の扱いや文章の扱いへの配慮が必要であることを、扱う度に 発達段階に合わせて指導していく。また、長期休みの前などに、資料を活用し てSNSの危険性を保護者や児童に注意喚起していく。

職員集会とファイルの両方で生徒指導に関す る情報の共有を図ることで、生徒指導事案の早 期解決に向けてチームで対応することができ た。「せんせいあのね」アンケートの内容に教 も、何かあればすぐに相談してくれる信頼関係 を築くことができた。「あったか言葉」活動の 推進に学級活動や委員会など学校全体で取り組 み続けることや子ども六法の活用で言葉遣いへ 教育の実施もトラブルの未然防止につながっ

日々の生活において, 心に余裕があ |れば、児童同士で言葉遣いに配慮して |生活することが意識できるようになり 一つつある。一方で、怒ったりイライラ したりしたりする感情を抑えきれず |に、相手にぶつけてしまう際は、暴力 |をふるってしまったり、悪口で表現し |てしまったりするケースが少なからず あった。今後も、「あったか言葉活 |動」をはじめ、言葉遣いへの指導を継 |続するとともに、気持ちのコントロー ルができるように、ソーシャルスキル トレーニングなどの実施を検討してい きたい。

学校名	いじめ未然防止策	成果	課題
愛宕中学校	・生徒指導部会や職員集会を通じて、生徒指導に関する情報を共有している。また、迅速な対応が必要な場合には、学年主任を通じて全職員に情報が行き渡るような体制をと整えている。 ・定期的に二者面談を実施することで、落ち着いた環境の中で生徒が自分の現状について担任に話すことができるようにしている。 ・道徳、学級活動などの特別活動を通じて、他者に対する寛容な態度を育てたり、情報モラルについての知識を深めさせたりしている。 ・生活アンケートを実施することで、現状の把握に努めている。 ・保護者宛文書の中に情報モラルに関する情報を載せることで、家庭と学校の両面から生徒を見守ることができるようにしている。	どの情報をすばやく捉え、組織で対応することができた。	・SNSを中心とするオンライン上の生徒間トラブルについては、発覚までに時間がかかったり、事後の指導が徹底しきれないことがあった。保護者への啓発を含めて、未然防止に向けての更なる取組が必要である。
城南中学校	・いじめアンケートを毎月第一週月曜日に実施している。 ・Q-Uテストの実施と分析を行い、生徒理解の一助として活用している。 ・養護教諭やSC、SSWや市さわやか相談員との情報共有と連携。 ・教師が生徒や保護者と「対話」する場をより多く設定する。 ・生徒指導部会で、いじめの早期発見に向けての情報共有を定期的に行う。 ・生徒指導部会での、いじめの積極的認知と対応策の検討を行う。 ・進徳教材の「プラットフォーム」を活用し、情報モラルの教育やアサーショントレーニングなどを行っていく。 ・ライフスキルトレーニングを取り入れ、コミュニケーション能力の向上を図る。 ・学級経営案に、いじめ未然防止に向けた方策を入れ、職員のいじめに対する意識を高める。	入れることで職員のいじめを未然に防止しようとする意識が高まった。また、職員の中で生徒指導部会の他でも情報を共有する機会を作ろうとする意識が高まり、いじめの早期発見・早期対応につながった。 ・さわやか相談員やSCの意見を生徒指導部会で	・休校期間も有ることできまず、 を実がした「である。 をきずることのない。 がりかれることがのできるのでは、 のできるのでは、 のできるがのでは、 のできるがのできるがいたができるができるができるができるができるができるができるができまるができるができるができるができるができるができるができる。 参し、 を観ができるができる。 参いできるができるができるができるができるができるができるができるができるができるが
長山中学校	・学校生活アンケート、楽しい学校生活を送るためのアンケート(Q-Uテスト)、教育相談の実施 ・職員による休み時間の見守りと放課後の下校指導の実施 ・道徳の授業を活用した人権教育の推進 ・生徒会本部・生活委員による「マナーアップあいさつ運動」「いじめ未然防止 キャンペーン」「ピースリボン運動」の実施 ・生徒・保護者を対象とした携帯電話・スマートフォンの使い方教室の実施 ・いじめ未然防止を目指した「いじめ撲滅行動宣言」の掲示及び啓発 ・養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相 談員を含めた教育相談体制・支援体制の充実 ・警察、民生委員児童委員との情報交換(学校警察連絡協議会・民生委員児童委 員連絡会) ・長山中学校区の三校による連携と情報交換(三校合同協議会など)	徒一人一人がいじめをしないという意志を表明することができた。 ・1回目のQ-Uアンケートの結果をもとに,道徳や学級活動などで人権教育の推進を図った結果,2回目のQ-Uアンケートでは,クラスとの関係や	・不登校生徒が増加傾向にある。いじめの未然防止に加え、不登校の未然防止を加え、不登校の未然防止や早期解消に努めていくようにしたい。 ・SNSやオンラインゲームなどのトラブルは表面化しづらい上に、解決が困難なため、研修などを行い、適切な対応ができるようにしたい。

	T =	1	<u> </u>
城西中学校	①城西ライフスキル学習の取組 自分と相手、双方を大切にした自己表現を身に付けることを目指している。 ②教師と生徒、生徒相互の良好な人間関係作り。 教師は生徒に対してほめ言葉、認める言葉を多くかける。良い面を学級便りや学年便り、ホームページで積極的に発信している。また、教師同士でも生徒のよい話題を共有し、生徒に伝えていく。生徒同士にもお互いの良さを発見できる心を育むことで自己肯定感を育む。 ③学校生活(いじめ)アンケートの実施 ④学校だよりを活用した「いじめ防止」への啓発生徒指導通信「ネバーギブアップ」の発行 ⑤関係諸機関との連携市教育センター及び所轄警察、こども課と児童生徒たちの情報連携を図るために、定期的に電話連絡、または出向いて情報交換や話し合いの機会をもつことで連携を図る。 ⑥インターネットを通して行われるいじめに対する対策メディア教育指導員による講演会を実施し、情報モラルの向上を図る。 (いじめstopit事案)学年便りなどを使った家庭への啓発。	や保護者からのいじめなどの早期発見につながっている。 ・生活アンケートを実施することで、生徒の普段では話せないことを教員が発見する体制づくりができている。 ・学級担任だけでなく、校長や教頭、学年担当や養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー等で連携して、生徒や保護者と関わり、事案	も情報モラルの向上の手立てを講じ ・配慮を要する生徒にという。 ・配慮を要する生徒に要けるのはは、認力ではです。 を要は、このでは、認力ではいる。 を多くはいるを教員間ではいいである。 ・生徒のでは、ないのは、はいて、よいでは、よいでは、はのでは、はのでは、はのでは、ないでは、ないでは、ないでは、よりであり、このことについても、よりであり、このことについても、よりであり、このことについてを講習では、このには、はいいではいいで
中根台中学校	・定期的なアンケートやQ-Uテストの分析をもとにした担任による教育相談・週一回の生徒指導部会による生徒の情報共有や具体的な解決策の検討・生徒が身に付ける力を意識できる学習課題の提示と振り返りの充実、タブレット等のICT機器活用による分かる授業づくり・生命の尊重や自らの弱さを克服する心を育成するための考え議論する道徳科の授業の充実・いじめ撲滅のための話合い活動(いじめ撲滅宣言)・アンケート調査による、スマホ等の通信機器の所有状況の把握・タブレットの使用にあたり、トラブル未然防止を目指した、情報モラル教育・外部講師を活用したSNS等でのいじめ予防教育(Stop it、スクールロイヤー)・新型コロナウィルス感染症に対する誹謗中傷防止のための教育	た。	てはある程度成果が上がっていると思うが、未然に防止するための手立について研修し、更なる具体策を講じていく。 ・SNS関連のトラブルの発見や解決、未然防止のための保護者との更なる連携、協働をすすめていく。
城ノ内中学校	終了後に授業参観をしている。 ・生徒会本部役員や城ノ内委員による「いじめ撲滅キャンペーン」の実施予定・生徒会本部役員や各部活動部員による「あいさつ運動」 ・C&S質問紙を活用し、学級集団の現状把握と個別支援を行う。	・年に3回、C&S質問紙によるアンケートを 行った。また、月例アンケートも併せて行い、生 徒の回答を基に二者面談を行い、迅速な問題解決 や行動改善を促すことができた。 ・1学年生徒を対象とした「スマホ・ケータイ安 全教室」を行った。身近なトラブルについて、講 師から直接話を聞くことができた。また、2・3 学年についても、学活や道徳の授業でスマホなど	は、各学級でのみ行った。来年を行いりとが生をが生まれて全校をできるが、ないないののと生徒をがあるとは、ないないののと生徒をあれてない。というないのののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののののでは、ないののののののでは、ないのののののでは、ないのののののでは、ないのののでは、ないののでは、ないののののでは、ないのののでは、ないののでは、ないののののでは、ないのののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないのでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないのではないのでは、ないのではないのでは、ないのでは、ないのではないのでは、ないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは

# いじめ認知件数(4月~1月)

1 いじめの認知件数

[/	小学村	交】		中学校	交]

R1 R2 R3 89 117 113

R1	R2	R3
104	73	92

- 2 上記2について、以下のいじめの態様別の件数(複数回答)
  - ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
  - エひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - オ 金品をたかられる。
  - カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - クパソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
  - ケ その他

-		_
R2	R3	
68	59	
11	3	
33	21	
4	12	
0	3	
6	8	
11	11	
3	14	
0	0	
	68 11 33 4 0 6 11 3	<ul> <li>68</li> <li>59</li> <li>11</li> <li>3</li> <li>21</li> <li>4</li> <li>12</li> <li>0</li> <li>3</li> <li>6</li> <li>8</li> <li>11</li> <li>11</li> <li>3</li> <li>14</li> </ul>

R2	R3
48	49
6	5
5	15
7	9
0	2
8	4
15	13
21	20
0	0
	48 6 5 7 0 8 15 21

# 【参考】

1 いじめの定義(いじめ防止対策推進法)

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

- ①.行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

子どもたちは「いじり」や「ちょっかい」と捉えているような行為であっても、対象となった子どもが苦痛を感じている場合は、その行為は「いじめ」となります。また、行為をされた子どもが、「自分はいじめられていない。」と言った場合であっても、「いじめ」ではないと判断するのではなく、本当に苦痛を感じていないか子どもの様子をきめ細かく観察して確認するということを、各学校に伝え、共通理解を図っている。

- 2 いじめ解消について
  - (1) 解消については、単に謝罪をもっての解消ではなく、次のことが満たしたものを解消とすることを基本としている。
    - ①「いじめの行為が止んでいること」(3ヶ月を目安とする)
    - ②「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」
  - (2) 昨年度(令和2年度)の解消は、令和3年6月現在で、中学校の1件を除き、すべてが解消している。 解消率は、99.6%で県の平均を上回っている。残りの1件は、いじめ行為はないが、被害生徒に不安 が残っていることから解消としていない。
- 3 その他

本市では、「いじめの芽」や「その兆候」を早期の段階で把握し、適切に対応できるようにするために、学校に対して、認知について、定義に従い、被害児童生徒が苦痛を感じていたり、感じていると認められるもの、その訴えがあったりしたものはすべて認知するように伝達している。

#### 教育センターにおけるいじめに関する取組

# 1 相談事業

# (1) 教育相談員による相談(4月~12月)

※延べ回数

	不登校	学校生	対人	いじめ	学業	教師	家庭	障害	その他
		活・集	行動		進路			発達	
		団不適							
		応							
来所相談	917	152	85	9	0	2	22	41	13
適応指導	1, 179	3	0	0	0	0	0	0	0
家庭訪問	33	0	5	0	0	0	0	0	0
学校訪問	136	8	109	2	0	0	0	12	3
電話相談	427	27	68	0	0	3	1	15	16
他機関と 連携	5	1	0	0	0	0	0	0	1
計	2, 697	191	267	11	0	5	23	68	33

# (2) SNS相談事業

令和元年度より、いじめをはじめ、生徒の様々な相談の窓口を広げ、きめ細かい対応ができるように、本事業を開始した。

- ○アクセス件数 26件
- ○相談内容(内訳)

内容	R 2	R 3
人間関係・友人関係	5	1
いじめ	1	1
自殺念慮	2	0
部活動	3	0
勉強	1	0
学校生活, 自身の生活	3	2
家族・親	1	4
自分のこと	1	2
挨拶等	2 6	1 6

#### 2 啓発事業

- (1) 脱いじめ傍観者プログラムの実施
  - ○中学校1年生を対象に、講師を招聘し授業を行う。

# 〈ねらい〉

- ・いじめの問題を早期に解決するためには、被害者・加害者以外の児童生徒が観衆・傍観者の 立場にとどまらず、被害者が加害者に声をあけたり、いじめが行われている雰囲気を変えた り、誰かに相談したりといった、何らかの行動をとることが重要だということを理解する。
- ・一人一人がいじめを止める行動をとれるかどうかには、クラスの雰囲気が関わってくること を理解し、一人一人の日常の態度がいじめの予防や解決に関係していることを理解する。

・特にネットいじめにおいては、教師や保護者が直接いじめの状況に気づくことが難しい こと、文字だけのコミュニケーションにおいて雰囲気を変えることが難しいことを踏まえ、 工夫していじめを止める行動がとれるようになる。

※この事業は、令和元年度から実施している。

※今年度は、新型コロナ感染症拡大があった為、講師を招聘しての授業は、1年生のみとした。

# (2) 茨城県スクールロイヤーによる出前授業

県スクールロイヤー活用事業を利用し、今年度は中根台中学校において、「いじめ予防に関する 授業」を実施した。

- ・第2学年を対象に全クラスで実施
- ・弁護士により、「人権の大切さ」や「事例をもとにいじめは絶対に許されない」ことを学ぶ。
- ・成果(学校からの報告)
  - 「いじめは絶対に許されない」という意識が一層高まった。
  - ・「やられたらやり返す」という行為を繰り返しても、問題の解決にはならない。
  - ・友達を思いやって行動することの大切さを考える機会となった。
  - ・いじめは人によって感じ方が違うこと、自分の基準で全てを判断するのは危険なこと に気づくことができた。
  - ・みんなの力でいじめをなくしていこうとする意識をもつことが大切で,その輪が広がるといじめはなくなることが分かった。

#### (3) 生徒指導連絡会(研修会)の開催

新任教頭及び新任生徒指導主事が多いことから、今年度もいじめ防止対策推進法についての研修を行った。特にいじめの定義や対応については、十分に説明を行った。いじめ認知に関しては、定義に従い、被害児童生徒が苦痛を感じていたり、感じていると認められるもの、その訴えがあったりしたものはすべて認知するように伝え、「軽微な事案」や「芽」、「兆候」も定義に従い認知するように確認した。

その他,各校に対し,「いじめの未然防止をめざした生徒指導~児童生徒が安心感をもって生活できる学校・学級~」をテーマに,各校の実状に応じて取り組むように依頼した。また,11月には,経験ある生徒指導主事に,このテーマでの実践発表をしていただいた。

- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大における差別や偏見防止及び心のケアの対応
  - ○差別や偏見防止のために、学校に対し、次のことを行った。
    - ・各校に対し、児童生徒への指導の留意点等を記した文書を発出し、具体的な指導ができるよう に支援する。
    - ・「学級担任が行う教育相談」(資料)を配付し、校内相談体制が整えられるように支援する。
  - ○専門家を必要とする相談が必要となった場合は,本センターのカウンセラー資格や公認心理師を, 迅速に派遣できるようにする。